

要求水準書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
1	マネジメント業務	13	第3	3	(1)	ウ		「現金決済を排除しないこと」との記載ございますが、20年の事業期間に鑑みると、効率的な運営および利用者の利便性向上のため、キャッシュレス化など多様な料金徴収方法が想定されます。「現金決済を排除しない」と定めると柔軟な運用の妨げとなる と思われますので、削除して頂けないでしょうか。	「現金決済を排除しないこと」は、利用者に現金での利用機会を確保する観点から最低限の要求水準として設けているものです。キャッシュレス化等の多様な料金徴収方法の導入は運営権者の創意工夫として推奨しますが、公共施設としての利用公平性に鑑み、原案のままとします。
2	マネジメント業務	18	第3	3	(8)			本事業のような有期事業の場合、運営権者にて雇用を行うことが非常に難しくなることが予想されます（雇用の終了が確定しており応募者が集まりにくい。）次期事業者へも雇用条件を引き継げるような建付けとしていただきますようお願いいたします。	実施契約書（案）第52条第3項に基づき、当局の指定する第三者に対して、雇用引継ぎの協議の場を設けることを希望することができます。
3	企画運営業務 （主催イベント等 企画運営業務）	20	第4	3	(1)	ア		主催イベントは「四国地方整備局がサービス対価を負担し、運営権者が開催するイベント」と用語の説明に示されていますが、早春フェスタ、春らんまんまつり、あじさいまつり、サマーフェスタ、秋！色どりフェスタ、ウィンターファンタジーの6つのイベントが対象と理解してよろしいでしょうか。	主催イベントは、運営権者が企画立案することとしています。現行の6つのイベントと同様のイベントを企画立案することも可能ですが、これに限るものではありません。
4	企画運営業務 （主催イベント等 企画運営業務）	20	第4	3	(1)	ア		利用プログラムは「四国地方整備局がサービス対価を負担する体験・コンテスト・展示・講習会等のプログラム」と示されていますが、要求水準書（案）において実施回数等の定めはありませんが、運営権者の裁量において企画立案し、開催・運営するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。利用プログラムの実施回数等に一律の定めはなく、運営権者の創意工夫により企画立案してください。
5	維持点検業務 （建物維持点検業務）	25	第5	3	(1)	ウ		実施方法は「日常的に巡回点検を行い、破損箇所・不具合の早期発見及び保守を適切に行うこと。」と示され、管理水準は「・・・点検すること。」とあります。破損箇所や不具合を発見し補修や修繕が必要になる場合は、国と協議するものと理解してよろしいでしょうか。	維持点検業務に補修・修繕は含まれないため、第6.3.(2)に従い小規模更新修繕業務の範囲内で、補修・修繕を実施してください。 小規模更新修繕業務の範囲外の補修・修繕を実施する場合は、①運営権者による任意の更新投資（実施契約書（案）第29条第1項）、②当局による任意の更新投資（実施契約書（案）第30条第1項）、③要求水準・サービス対価を合意変更した上で運営権者の業務範囲に含める（実施契約書（案）第30条第2項）のいずれかによることとなります。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
6	維持点検業務 (建物維持点検業務)	25	第5	3	(1)	ウ		サービス対価を超過する保守の実施（補修や修繕など）は困難であるため、その場合は国と協議したうえでサービス対価の変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	保守（清掃、調整、消耗品の交換その他軽微な維持作業）に該当しない補修・修繕は、維持点検業務に含まれないため、No.5と同様の扱いとなります。
7	維持点検業務 (建物設備維持点検業務)	26	第5	3	(2)	ウ		実施方法は「日常的に巡回点検を行い、破損個所・不具合の早期発見及び保守を適切に行うこと。」と示され、管理水準は「・・・点検すること。」とあります。破損個所や不具合を発見し補修や修繕が必要になる場合は、国と協議するものと理解してよろしいでしょうか。	No.5と同じ。
8	維持点検業務 (建物設備維持点検業務)	26	第5	3	(2)	ウ		サービス対価を超過する保守の実施（補修や修繕など）は困難であるため、その場合は国と協議したうえでサービス対価の変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	No.6と同じ。
9	維持点検業務 (園路広場維持点検業務)	26	第5	3	(3)	ウ		実施方法は「日常的に巡回点検を行い、破損個所・不具合の早期発見及び保守を適切に行うこと。」と示され、管理水準は「・・・点検すること。」とあります。破損個所や不具合を発見し補修や修繕が必要になる場合は、国と協議するものと理解してよろしいでしょうか。	No.5と同じ。
10	維持点検業務 (園路広場維持点検業務)	26	第5	3	(3)	ウ		サービス対価を超過する保守の実施（補修や修繕など）は困難であるため、その場合は国と協議したうえでサービス対価の変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	No.6と同じ。
11	維持点検業務 (遊具維持点検業務)	26	第5	3	(4)	ウ		実施方法は「日常的に巡回点検を行い、破損個所・不具合の早期発見及び保守を適切に行うこと。」と示され、管理水準は「・・・点検すること。」とあります。破損個所や不具合を発見し補修や修繕が必要になる場合は、国と協議するものと理解してよろしいでしょうか。	No.5と同じ。
12	維持点検業務 (遊具維持点検業務)	26	第5	3	(4)	ウ		サービス対価を超過する保守の実施（補修や修繕など）は困難であるため、その場合は国と協議したうえでサービス対価の変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	No.6と同じ。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
13	維持点検業務 (電気設備維持点検業務)	27	第5	3	(5)	ウ		実施方法は「日常的に運転状況、計器の異常の有無等の点検を行うこと。」と示され、「異常の原因が、別紙6に示す電気設備以外の設備（地下埋設ケーブル等）にあると考えられる場合は、・・・費用負担については、四国地方整備局と協議するものとする。」とあります。原因が別紙6に示す電気設備にある場合においても、サービス対価の範囲を超過する復旧作業等の実施は困難となるため、その場合は国との協議が可能となる旨を追記してください。	別紙6に示す電気設備については、主たる部分に係る場合に限り協議することとします。 その旨を原要求水準書（案）に追記します。
14	維持点検業務 (汚水・排水施設維持点検業務)	27	第5	3	(6)	ウ		要求水準に破損や不具合等の発生による補修や修繕等は含まれていないため、その必要がある場合は、国と協議したうえで別途サービス対価により実施するものと理解してよろしいでしょうか。	No.5と同じ。
15	維持点検業務 (給水設備維持点検)	27	第5	3	(7)	ウ		要求水準に破損や不具合等の発生による補修や修繕等は含まれていないため、その必要がある場合は、国と協議したうえで別途サービス対価により実施するものと理解してよろしいでしょうか。	No.5と同じ。
16	維持点検業務 (給水設備維持点検)	28	第5	3	(7)	ウ		残留塩素濃度の基準とは、水道法施行規則第17条第3号に示される、0.1mg/ℓ以上と理解してよろしいでしょうか。	水道法施行規則第17条第3号においては、給水栓における水が遊離残留塩素0.1mg/L以上、結合残留塩素の場合は0.4mg/L以上を保持するように塩素消毒を行うことが定められています。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素を0.2mg/L以上、結合残留塩素の場合は1.5mg/L以上とする必要があります。したがって、0.1mg/L以上であれば常に基準を充足するという趣旨ではありません。 運営権者は、同号を基本としつつ、水道法、水道法施行規則その他関係法令等に従い、個別の状況に応じて必要な残留塩素濃度その他の衛生管理基準を自ら確認し、運営権者の責任において遵守してください。
17	維持点検業務 (水景施設等維持点検)	28	第5	3	(8)	ウ		要求水準に破損や不具合等の発生による補修や修繕等は含まれていないため、その必要がある場合は、国と協議したうえで別途サービス対価により実施するものと理解してよろしいでしょうか。	No.5と同じ。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
18	維持点検業務 (法定点検業務)	29	第5	3	(9)	ウ		「点検の結果発見された不具合に係る修繕・更新等は本業務に含まない。」とありますが、国からの指示を受けて別途サービス対価による修繕・更新等を運営権者が実施する場合もあると理解してよろしいでしょうか。	実施契約書（案）第30条第2項において、当局が更新修繕を運営権者に実施させることが合理的であると認める場合において、運営権者の合意を得た上で、要求水準・サービス対価を変更し、運営権者の業務範囲に含めることができることとしています。
19	更新修繕業務	31	第6	3	(1)			【別紙 13】の施設だけではなく、【参考資料 4】長期更新修繕計画に示されたすべての対象施設を、更新修繕業務に含めていただけないでしょうか。全ての対象施設を コンセッション事業に含めることで、公園全体のアセットマネジメントが可能となる とともに、スケールメリットが生まれ、民間の創意工夫の最大化による LCC の最適化 や施設のバリューアップができると考えます。	長期更新修繕計画に示す全ての対象施設を、更新修繕業務に含めることは予定していません。
20	更新修繕業務 (小規模更新修繕業務)	31	第6	3	(2)	ア		小規模更新修繕対象施設の定義をご教示ください。	実施契約書（案）別紙 1 に記載のとおり、「計画更新修繕施設を除く全ての本国有施設であり、要求水準書において定める運営権者に対し小規模な更新修繕の実施を求める施設」をいいます。具体には、守秘義務対象資料の【参考資料 2】国有施設一覧を参照ください。
21	更新修繕業務 (小規模更新修繕業務)	32	第6	3	(2)	ウ	(ア)	経年劣化等により小規模更新修繕の増加が想定され、事業期間を通じて利用者の安全確保や公園施設の機能維持および公園施設の景観等への影響が懸念されます。この場合、別紙14に示される上限金額について、変更の協議は可能と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第1.5.(1)イ及び実施契約書（案）第50条第2項第6号及び第3項3号に基づき、変更の協議は可能です。
22	別紙1							『都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29 年9 月国土交通省）』ですが、令和8年3月30日改訂版を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、本指針のみならず、関係法令が改定された場合は最新版を参照ください。
23	別紙13		2	(1)	ア	(イ)		キャンプ場について、「少なくとも宿泊施設（キャンピング、コテージ、トレーラーハウス、ホテル等）の合計収容人数が【30人以上】となるよう計画すること」とありますが、当該収容人数要件については、運営権者による直営運営だけでなく、構成企業又は外部の協力企業が独立採算にて整備・運営する宿泊施設の収容人数を含めて充足する計画としても差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。再委託先やテナント等による運営でも差し支えありません。なお、宿泊施設の合計収容人数の要求水準について、【30人以上】から【28人以上】に修正します。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
24	変更の発議	6	1	5	(1)			要求水準の変更に係る四国地方整備局による変更の発議と、運営権者による変更発議について、双方の合意が得られなかった場合の最終決定プロセスはどのように行われますか？特に、不可抗力や法令変更が原因で合意不成立となった場合の調整手段についてご教示ください。	実施契約書（案）第50条第3項及び第4項のとおり、要求水準書の変更の必要性については、四国地方整備局及び運営権者が誠実に協議を行うこととしており、運営権者が当局の通知した変更内容に合意しない場合は、必要に応じて再度協議を行います。協議の結果、合意に至らない場合は、要求水準書の変更は行いません。
25	モニタリング結果に基づく改善要求措置							モニタリング結果に基づく改善要求措置について、運営権者の判断で合意に至らなかった場合や、改善内容が未達成となった場合には、最終的にどのような制裁や補償が課されますか？また、その判断基準をご教示ください。	実施契約書（案）別紙3第6.及び第7.のとおりです。
26	小規模更新修繕計画書の水準と費用の考え方について	31	6	3	(2)			小規模更新修繕計画書について、(1) 記載内容は「対象施設名」「修繕内容(概要)」「概算費用」を基本とし、詳細設計レベルの記載までは求めない理解でよろしいでしょうか。(2) 概算費用は別紙14「修繕実績」の金額水準を参考としつつ、各年度の物価を反映した金額とする取扱いでよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
27	小規模更新修繕対象施設の範囲と運営権者負担の上限について	31	6	3	(2)			小規模更新修繕対象施設が「計画更新修繕対象施設以外の全ての国有施設」とされており、対象範囲が広く、将来の物価上昇等によって運営権者負担が過大となる懸念があります。(1) 小規模更新修繕について、別紙14相当の水準を超えて実施が必要となる場合は、要求水準変更(サービス対価の変更を含む)の協議対象として取り扱うことが可能か、ご見解をお示しください。(2) 物価変動等により小規模更新修繕の単価が大幅に増加した場合、募集要項 第4章3.(3)「物価変動」に基づき、サービス対価改定の協議の対象となる理解でよろしいでしょうか。	(1)小規模修繕計画を超える修繕は当局が実施することを基本としますが、実施契約書（案）第30条第4項に基づき、小規模更新修繕対象施設の更新修繕を運営権者が実施することが合理的であると当局が認める場合には、運営権者の合意を得た上で、要求水準の変更（これに伴うサービス対価の変更を含む。）を行い、当該更新修繕を運営権者の業務範囲に含めることができることとしています。 (2)単価の増加自体はサービス対価の変更協議の対象とならず、実施契約書（案）別紙7第2.1.に定める改定指標（建築物価指数）に基づき改定します。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
28	計画更新修繕対象施設の撤去・再整備時の所有権・管理義務について	31	6	3	(1)			別紙13「計画更新修繕の実施方法」において、計画更新修繕対象施設を撤去して新設した場合は「原則として新設施設は運営権者所有」とされています。(1) この場合、新設施設で提供するサービスが要求水準書に掲げる業務に該当する限り、当該施設は要求水準の対象として管理義務が継続する理解でよろしいでしょうか。(2) 事業終了時に、運営権者所有となった新設施設について、国又は指定第三者が買取を行わない場合の取扱い(撤去義務・原状回復の範囲、残存価値の扱い等)について、実施契約上の整理方針をお示ください。	(1)ご理解のとおりです。新設施設において利用サービス提供等を行う場合は、運営期間中、当該利用サービス提供に係る要求水準を充足する必要があります。 (2)実施契約書（案）第53条第2項のとおり、運営権者が所有する資産については、運営権者の責任において処分し、本公園を原状に回復していただく必要があります。
29	国による国有施設への更新投資と要求水準変更の関係について	5	1	5				募集要項及び要求水準書では、四国地方整備局が国有施設に更新投資を行う場合がある旨が記載されています。国による更新投資の結果、維持点検・植物管理等の業務量が増加する場合、要求水準の変更(サービス対価の変更を含む)の協議対象として取り扱うことを基本方針とされているものと理解しているが、当該協議における増加費用の算定方法について、概ねの考え方(例:直接費+一定の共通管理費相当等)があればお示ください。	実施契約書（案）第50条第3項第3号に基づき運営権者が提示する見積書を踏まえ、当局及び運営権者が協議のうえ費用を決定します。
30	モニタリング結果に基づく減額措置の範囲と基準について	4	1	4				(募集要項 第4章4. (1)、要求水準書 第1章4「本事業全般に関する要求水準」) 募集要項では、モニタリング結果に応じて「改善要求措置及び減額措置等」を講ずる旨が記載されています。(1) 減額措置 of 対象となる「要求水準の未達成」の範囲・重大性の目安(例:安全に関する重大な未達成、継続的な指摘にもかかわらず是正されない事項等)について、基本的な考え方をお示ください。(2) 減額の算定方法について、指標・算定式等をあらかじめ運営権者と共有する運用とされるのか、ご教示ください。	(1)減額措置の対象となる不適事項は、実施契約書（案）別紙3第6.1.に示すとおりであり、業務実施計画に係るモニタリングについては、運営権者が作成する不適事項一覧表に基づき判断します。 (2)減額の算定方法は、実施契約書（案）別紙3第7.1.に記載のとおりです。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
31	実施契約締結前後における要求水準・募集要項の変更リスクについて	4	1	5				(募集要項 第2章1. (9)、第4章3. (1)~(4)、要求水準書 第1章5「要求水準の変更」) 募集要項及び要求水準書には、要求水準の変更・サービス対価の変更に関する規定があります。 (1) 実施契約締結後、国の裁量により一方的にサービス水準が引き上げられた結果、運営権者の負担が増大する場合には、原則としてサービス対価の見直しを前提に協議する運用と理解してよろしいでしょうか。 (2) 実施契約締結前(優先交渉権者決定後)に募集要項等を変更する必要がある場合の取扱い(再募集の要否、提案内容の見直しの可否等)について、国として想定されている方針があればお示しください。	(1)ご理解のとおりです。運営権者の費用負担の増加を伴う要求水準の変更を行う場合は、実施契約書(案)第50条に基づき、サービス対価の変更を含めて協議します。 (2)募集要項等を変更することは考えておりません。
32	光熱水費の負担	5						運営権者は原則として本公園において発生する光熱水費を負担することとあり、但し書きとして四国地方整備局が別途実施する更新修繕等に伴い発生した光熱水費は支払いを求めることができますとあります。管理センター内にある公園事務所の執務室や共用部に係る光熱水費についても同様に支払いを求めることができるとの理解でよろしいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
33	更新修繕業務	31						「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」による施設のLED化については、すべて対応の上での引き渡しとなるかご教示いただきたい。	引渡し前のLED化について、当局が実施するか否かは未定です。 なお、運営期間中に計画更新修繕対象施設においてLED化を行う場合は、運営権者の負担によることとなりますが、インフォメーションセンターの照明改修に際して天井撤去・復旧等の過大な費用を要する場合は、当該費用負担等について協議を行うこととします。 また、計画更新修繕対象施設の電気設備は、建物等に附帯する分電盤を責任分界点として、当該分電盤及び建物内の電気設備の改修を運営権者の業務範囲とすることとしますが、オートキャンプ場管理センター(建築)の電気室は業務範囲外とします。 原要求水準書(案)別紙13を修正します。
34	芝生管理の色塗りが無い箇所について	33	7	4	(1)	ア		別紙15において、竜頭の丘にある多目的広場(9,737m²)の色塗りがなされていません。国で管理をされるということですのでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
35	林地管理の色塗りが無い箇所について	35	7	4	(4)	ア		別紙18において、外周部(境界フェンス沿い)において色塗りが無い箇所で近隣住民等により草刈り等の苦情等があった場合は、国で管理をされるということでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	草地管理の色塗りが無い箇所について	35	7	4	(5)	ア		別紙19において、現在、国の維持工事で草刈りを行っている水鳥池堤体部 (2,324m2)、千竜池堤体部 (3,464 m2) の色塗りがなされていません。国で管理をされるということでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	企業名等の掲出	42	8	4	(6)	オ		・「運営権者は、利用サービス提供やイベント実施にあたり、サービス提供者やイベント実施者、協賛者等の名称及びロゴマーク等を表示できる。」とあります。2026年1月の官民対話の香川県屋外広告条例および都市公園法には抵触しないとお話がありましたが、種類、大きさ、範囲などについて留意する点があるかについてお示しください。	個別の留意事項はありません。利用者にとって魅力的なデザインとなるよう工夫してください。
38	入園料金及び駐車料金の設定	10	第2	3	(5)	ア		入園料金及び駐車料金の設定において、シーズンやイベント、平日・祝休日等の条件から利用者ニーズに即して料金設定を変動させること（ダイナミックプライシング）を検討しています。 四国地方整備局に届け出る料金設定について、「下限額と上限額を定め、その中で適宜料金を変更する」といった内容で届け出ることは認められるでしょうか。	認められます。
39	入園料金及び駐車料金の設定	10	第2	3	(5)	ア		入園料金及び駐車料金の設定において、料金徴収の合理化、少人数での車での来園者増を目的に、入園料金と駐車料金を一体とした料金設定を検討しています。 このような料金設定は認められる認識でよろしいでしょうか。	認められます。
40	入園料金及び駐車料金の設定条件	10	第2	2	(5)	ア		入園料金及び駐車料金は、開園日に限らず、運営権者が定める閉園日においても設定することは可能であると理解してよろしいでしょうか。閉園日において、本公園の施設の利用を希望をする者がいる場合に、運営権者が利用を認める場面を想定しております。	ご理解のとおりです。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
41	イベント利用規則の策定条件	11	第2	3	(6)	ア		「持込イベントの実施に係る占用許可及び行為の許可の申請方法（申請フロー、申請様式等）」としては、申請を行う一般利用者が、運営権者に占有許可又は行為許可の申請書を提出し、それを運営権者が貴局に取り次ぐ、という申請フローと理解してよろしいでしょうか。また、その場合における申請から貴局による許可の発行までのリードタイムとしてはどの程度の期間を見込んでおけばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 イベント利用規則に基づき、事前調整しておくことを前提に、運営権者の申請書提出から当局の許可発行までの期間は、5営業日程度を想定しています。
42	園内の制限行為の策定	11	第2	3	(7)			本公園内における集会、競技会、展示会、ロケーション撮影、プロカメラマンによる婚礼前撮り、集団コスプレ撮影等の行為について、利用者が実施を希望する場合、都市公園法上の行為許可申請が必要であり、その許可権者は貴局であるものと認識しております。そのため、利用者から行為許可申請書の提出がなされる場合の、当該申請書の受付窓口、貴局の回答及び申請者に対する回答の提示といった一連の事務手続きの流れについての指定があればご教示ください。	行為許可の一連の事務手続き（申請フロー）については、イベント利用規則において運営権者が具体的に定めることを想定しています。
43	園内の制限行為の策定	11	第2	3	(7)			都市公園法上の行為許可申請がなされる場合において、貴局が当該行為許可申請の申請者に対して許可を行った場合ないし許可をすることが合理的に見込まれる場合でも、運営権者の策定する園内制限行為に反する等の合理的な理由が認められるときは、運営権者が独自の判断として、当該申請を受理しないことや、貴局の許可条件に追加の条件を付し、利用を拒否し、又は利用中に退園を命じることは「必要な措置」として可能と理解してよろしいでしょうか。	園内制限行為又はイベント利用規則に基づき公正な運営が行われる場合に限り、運営権者の判断により利用調整を行うことができます。 個別具体の事案において、園内制限行為又はイベント利用規則に基づかない臨機の判断が必要となる場合は、当局と協議してください。
44	園内の制限行為の策定	11	第2	3	(7)			「園内の制限行為」の策定は、公園利用者の禁止行為を定めるにとどまらず、公園利用者の園内利用にあたっての遵守事項を定めることや、公園利用者に対して、入園の前提条件となる公的書類の提出や、遵守事項を遵守する旨の誓約書の提出を求めるといった運用ルールの策定を含むものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	園内の制限行為の策定	11	第2	3	(7)			「園内の制限行為」に関して、都市公園法等の法令と矛盾しない範囲において、特定のイベントや特定の利用方法に限定した制限行為を策定することは可能でしょうか。	可能です。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
46	園内の制限行為の策定	11	第2	3	(7)			「制限行為を変更する場合は、あらかじめ四国地方整備局の承認を得ること。」とありますが、事前に想定しえない不適切な公園の利用がなされていることを運営権者として認めた場合、緊急的な措置として、新たに制限行為の追加の策定を行い、事後的かつすみやかに貴局に報告するといった対応を認めていただけないでしょうか。	園内制限行為は、利用者に対して平時のルールとして公開することを想定しています。 危険な利用や迷惑行為を発見した場合は、第4.3.(3)利用指導業務に基づき適切な措置を講じてください。
47	園内の制限行為の策定	11	第2	3	(7)			園内制限行為について、試行的な制限行為として策定することは可能でしょうか（ドッグラン利用時のノーリードの可能頭数を試行的に1頭から2頭に緩和する等についての園内制限行為の取り決めに試行的に行うなど）	可能です。
48	危機管理	14	第3	3	(3)	ウ	(ア)	「危機管理マニュアルの策定」の検討にあたり、貴局が、南海トラフ巨大地震を想定して、本公園を災害派遣隊の拠点として活用するために香川県警及び陸上自衛隊等と締結している「災害協定」をあらかじめ開示いただくことは可能でしょうか。	優先交渉権者として選定された後、ご希望に応じて開示します。
49	危機管理	14	第3	3	(3)	ウ	(ア)	貴局が、南海トラフ巨大地震を想定して、本公園を災害派遣隊の拠点として活用するために香川県警及び陸上自衛隊等と締結している「災害協定」に基づく訓練の実施に関する取り決めは、運営権者には直接適用されないが、運営権者は、実施契約に基づくマネジメント業務の一環として、当該「災害協定」に規定される訓練への参加・協力の義務を負うものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	危機管理	14	第3	3	(3)	ウ	(ア)	本公園において、貴局が災害協定を締結している香川県警及び陸上自衛隊等の要請による大規模災害等を想定した様々な訓練活動への参加・協力については、「大規模災害等に備えるための特別な訓練」にあたるものと理解してよろしいでしょうか。また、当該訓練に伴う園内使用制限等により、運営権者の料金収入や売上等が減少した場合、その損害は、貴局にご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか	ご質問のケースのような公園管理者や運営権者を含めた複数の機関における合同の訓練は、「大規模災害等に備えるための特別な訓練」に該当します。 なお、訓練の調整にあたっては、運営権者の定めた閉園日に実施することを想定しており、可能な限り公園利用を妨げない柔軟な対応とします。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
51	危機管理	14	第3	3	(3)	ウ	(ア)	本公園において実施される、災害対策基本法に基づく道路管理者が行う放置車両等の移動等についての放置車両等の移動訓練やドローン操作訓練といった実働訓練の実施は、「大規模災害等に備えるための特別な訓練」にあたるものと理解してよろしいでしょうか。また、当該訓練に伴う園内使用制限等により、運営権者の料金収入や売上等が減少した場合、その損害は、貴局にご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか	No.50と同じ。
52	危機管理	14	第3	3	(3)	ウ	(ア)	「大規模災害等に備えるための特別な訓練」について、本公園における他のイベント利用との兼ね合い上、貴局との事前の協議の上で、その訓練日を、本公園の休園日とするか、開園日であっても繁忙日以外の開園日・利用者の少ない平日などとする調整が可能であることを確認願います。	No.50と同じ。
53	危機管理	14	第3	3	(3)	ウ	(ア)	本公園において、陸上自衛隊や警察による大規模災害等を想定した様々な訓練活動が行われる場合、参加する自衛隊員や警察官との関係で、入園料や駐車料等を徴収できるという理解でよろしいでしょうか。	第3.3.(1)ウに示す業務入園者に該当するため、入園料等を徴収することはできません。
54	危機管理	14	第3	3	(3)	ウ	(ア)	本公園において、生物化学兵器等を用いたテロリズムへの対策を想定した警察による訓練の実施がなされる場合、「大規模災害等に備えるための特別な訓練」に当たるものと理解してよろしいでしょうか。その場合、参加する警察官からは入園料や駐車料等を徴収できるという理解でよろしいでしょうか。	「大規模災害等に備えるための特別な訓練」にあたります。 なお、第3.3.(1)ウに示す業務入園者に該当するため、入園料等を徴収することはできません。
55	危機管理	14	第3	3	(3)	ウ	(ア)	「危機発生」「危機発生時」の内容について具体的にご教示ください。また、実施契約書別紙1において定義される「緊急事態」との違いについてもご教示ください。	危機発生とは、「南海トラフ巨大地震を想定した震度6弱以上の地震」を想定しております。 また、「緊急事態」は、実施契約書（案）別紙1のとおり、運営権者による本公園の安全な運営が著しく阻害され又はそのおそれがある事態をいい、上記の危機発生に限るものではありません。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
56	主催イベント等企画運営業務	20	第4	3	(1)	ウ		「開催内容の充実等を目的として、参加費合計額が開催費相当となるよう参加費を徴収できるものとする。」との記載ですが、参加費が経費を超えた場合の取り扱いについて、お示してください。	参加費の合計額が開催費を超過した場合は、次回の主催イベントや利用プログラムの内容充実に活用するなど、利用者のために使用するよう努めてください。
57	広報業務	21	第4	3	(2)	ウ		「統一感のあるデザインとすること」とありますが、運営権者が新たに策定するロゴ等のデザインを作成し、自ら使用する場合、「統一感」の判断は運営権者に一任され、「国営讃岐まんのう公園 PARK IDENTITY MANUAL」を参照する必要はないものと理解してよろしいでしょうか。また、当該使用について、貴局の事前の承認は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	広報業務	21	第4	3	(2)	ウ		「既存のマスコットキャラクターのドラ夢の継続使用を基本とする」とありますが、当該ドラ夢に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、すべて貴局に属しており、第三者の有する著作権を侵害するものではなく、運営権者は、当該マスコットキャラクターのドラ夢を、本公園に関する運営業務の一環として、貴局による特段の使用承認その他ライセンス付与の手続きなく、運営期間中、無償で使用又は改変できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、使用に制限は定めておりませんが、改変にあたっては、当局の承諾を得てください。詳細は、HPに公表している「国営讃岐まんのう公園シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクター 運用規定」をご参照ください。
59	シンボルマーク等の使用許可	21	第4	3	(2)	ウ		「国営讃岐まんのう公園 PARK IDENTITY MANUAL」に記載のある、シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクター等の公園デザインについて、運営権者は、本公園に関する運営業務の一環として、貴局による特段の使用承認その他ライセンス付与の手続きなく、運営期間中、無償で使用又は改変できるものと理解してよろしいでしょうか。	No.58と同じ。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
60	利用指導業務	21	第4	3	(3)	ウ		本公園内で実施される持込イベントに関して、政治家や議員、政治団体などから、当該イベントの内容が公序良俗に反し、倫理的に不適切であり中止すべきであるといった抗議がなされた場合には、「園内の制限行為」としての明確な規定がないときや、貴局がイベント利用規則に基づく利用許可・不許可の判断基準に基づき利用許可を発行済みのときであっても、運営権者は「必要な措置」として、かつ自らの判断として、当該イベントの実施の中止を利用者に対して求めることや、公園内行為許可証に追加の条件（イベント中止によりイベント主催者に発生する費用・損害について運営権者は一切の責任を負わない旨の免責条項など）を課すことは可能であると理解してよろしいでしょうか。	利用許可発行済みの持込イベントに対して、中止要求や制限追加を行う場合は、運営権者の判断で慎重に対応してください。
61	利用指導業務	21	第4	3	(3)	ウ		無人航空機（ドローン・ラジコン等）の公園内利用に関しては、法令等において利用制限が特段課されていない場合であっても、公園内の安全や秩序維持を目的として、運営権者の独自の判断により「園内の制限行為」として公園利用者に一定の制限を課すことや、独自の公園使用料を徴収することは差し支えないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	汚水・排水施設維持点検業務	27	第5	3	(6)	ウ		本施設の汚水・排水施設の処理能力を超える雨量の台風や大雨が発生し、溢水した場合は不可抗力として運営権者が責を負わない認識でよろしいでしょうか。	要求水準の範囲外であれば、運営権者が溢水自体について責任を問われることはありません。
63	給水設備維持点検業務	27	第5	3	(7)	ウ		公園内全施設の水道メーターの計測を行い、異常値（漏水疑い）が発見され、運営権者側の負担で漏水箇所を特定するための調査を行うことが困難な場合、漏水箇所の調査費用及び地下配管修繕費用及び漏水に伴う増加分の水道料は四国地方整備局で負担いただけないでしょうか。	調査費用等の負担については当局と協議することとし、その旨を原要求水準書（案）に記載するよう修正します。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
64	法定点検業務	28	第5	3	(9)	ウ		「点検の結果発見された不具合に係る修繕・更新等は本業務に含まない。ただし、利用者の安全に重大な影響を及ぼす不具合を発見した場合は、直ちに四国地方整備局に報告するとともに、必要に応じて当該施設の使用停止等の応急措置を講じること。」と記載ありますが、施設の使用停止から本復旧までに多大な時間を要する場合、その分の逸失利益等について国で負担いただけないでしょうか。	当局の責に帰すべき事由により、利用者の安全に重大な影響を及ぼす不具合が発生し、運営権者に増加費用又は損害（逸失利益を含む。）が生じた場合には、当局がこれを補償するものとします。 原実施契約書（案）を修正します。
65	法定点検業務	28	第5	3	(9)	ウ		「点検の結果発見された不具合に係る修繕・更新等は本業務に含まない。」と記載ありますが、本業務の指すものは本事業における業務全般でしょうか。それとも、法定点検業務でしょうか。ご教示ください。	法定点検業務を指します。
66	法定点検業務	28	第5	3	(9)	ウ		施設の劣化状況等を正確に把握するために、これまでの法定点検の各報告書を開示していただけないでしょうか。現状の現地調査だけでは、確認できないリスクを把握することができ、より精度の高い事業計画を検討することができますので、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。	当該資料を追加開示します。
67	建築設備等保守点検業務	29	第5	3	(10)	ウ		「本業務における保守の範囲は、注油、清掃、調整、消耗品の交換その他の軽微な維持作業に限るものとし…」と記載あります。ここでの「消耗品」の定義は現時点において容易に入手ができ、かつメーカー等への取り寄せなどを要しないもの（例えば電池など）、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。原要求水準書（案）を修正し、消耗品の定義について補足します。
68	小規模更新修繕業務	31	第6	3	(2)	ア		別紙14における修繕実績の金額について、100万円を超える修繕が実施されておりません。最適な修繕計画を検討するために、本業務において実施する修繕金額の上限額を明確に設定していただけないでしょうか。	小規模更新修繕 1 件あたりの上限額は設定しません。
69	小規模更新修繕業務	31	第6	3	(2)	ア		別紙14における修繕実績の金額について、3 か年平均で1636万円程度となっていますが、今後さらに施設が経年劣化するに従い、施設の維持に要する金額が増える可能性が高いと認識しております。公園内の施設不具合の状況に応じ、サービス対価D-1の増額を協議できる旨、要求水準書もしくは実施契約書に記載いただけないでしょうか。	当局の更新修繕の計画に基づく更新修繕での対応により、管理水準を変更しないことを基本とします。ただし、実施契約書（案）第30条第4項に基づき、小規模更新修繕対象施設の更新修繕を運営権者が実施することが合理的であると当局が認める場合には、運営権者の合意を得た上で、要求水準の変更（これに伴うサービス対価の変更を含む。）を行い、当該更新修繕を運営権者の業務範囲に含めることができることとしています。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
70	共通条件	33	第7	3				「「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月国土交通省）」を参考に、樹木の点検・診断を実施すること。」記載があり、指針の7. 点検範囲の重点化において、「「安全確保の重要度の高い区域等」とは、…利用者の多い公園施設が相当する。…」と記載ありますが、当該エリアは要求水準書別紙記載の管理範囲の認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）別紙は運営権者の業務範囲を示すものであり、指針の示す「安全確保の重要度の高い区域等」の範囲と一致するものではありませんが、提案を踏まえ、契約後に運営権者と当該範囲の役割分担を協議する予定です。
71	共通条件	33	第7	3				同指針において「②園内に樹林を形成しているエリアについては、公園利用者が立ち入る可能性の低い奥部まで、樹木を単木と同様に取り扱う必要はない。樹林を形成している場合は、周辺の利用状況にに応じ、例えば園路に面した一定範囲のみを重点的に点検することが考えられる。」と記載ありますが、要求水準書別紙に記載の範囲外は本事項に該当する認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）別紙は運営権者の業務範囲を示すものであり、当該範囲外は運営権者の業務範囲に含まれません。 別紙の示す業務範囲と、指針が示す点検範囲の考え方は一致するものではありません。
72	共通条件	33	第7	3				異常気象等により、植物の生育が困難になった場合は不可抗力に該当する認識でよろしいでしょうか。	不可抗力の該当は個別具体の判断となります。
73	芝生管理	34	第7	4	(1)	ウ		四国地方整備局の承認を得たうえで、舗装や人工芝等に仕上げ材量を変更した場合、事業終了時の原状回復は不要の認識でよろしいでしょうか。	個別具体の判断となるため、仕上げ材の変更の承認を受ける際に、事業終了時の原状回復の条件を含めて確認してください。
74	高木管理業務	35	第7	4	(3)	ウ		間伐の必要が生じた場合は四国地方整備局に報告することとありますが、間伐は国による実施業務の認識でよろしいでしょうか。 また、間伐が実施されず園内の景観が悪化した場合において、運営権者は責を負わない認識でよろしいでしょうか。	間伐は、当局の判断により当局が実施します。間伐を実施しないことによる景観の悪化について、運営権者が責任を負うことはありません。
75	高木管理業務	35	第7	4	(3)	ウ		ナラ枯れ・松枯れ樹木などの「適切な除去」にかかる費用について、広範の伝染によりサービス購入料での対応が困難なほどの多大な除去費用を要する場合は不可抗力の対象となる認識でよろしいでしょうか。	ナラ枯れ・松枯れ等に伴う枯損木処理については、サービス対価相当分は、運営権者が実施し、これを上回る本数の対応が必要となる場合は当局と協議するものとし、原要求水準書（案）を修正します。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
76	林地管理業務	35	第7	4	(4)	ウ		国が残すよう指示した樹木・草花類が、運営権者が適切な管理をしたうえで自然要因や不可抗力で枯損した場合において、運営権者は責を負わない認識でよろしいでしょうか。	運営権者は、要求水準に基づく業務の実施について責任を負うものであり、枯損自体について責任を負うものではありません。
77	草地管理業務	35	第7	4	(5)	イ		「利用者に不快感を与えない景観」について、現況の公園の管理状況は本要求レベルをクリアしている認識でよろしいでしょうか。	本事業は、運営権者の創意工夫を求めるものであり、運営権者の意欲に影響を与えることになるため、現況の管理状況についてコメントすることは差し控えます。
78	花壇管理業務	35	第7	4	(6)	ウ		天候不順（冷害・猛暑等）により「年間を通して花見頃」が達成できない場合、不可抗力として要求水準未達とならない認識でよろしいでしょうか。	不可抗力の該当は個別具体の判断となりますが、実施契約書（案）第39条第6項に基づき、本契約上の義務の一時的免責に該当する場合は、要求水準未達とはなりません。
79	園内移動サービス	39	第8	4	(1)	ア		本サービスの提案について、既存のレンタサイクルを適切に継続することで、本業務の要求水準は充足する認識でよろしいでしょうか。	本事業は、運営権者の創意工夫を求めるものであり、運営権者の意欲に影響を与えることになるため、現況の管理状況についてコメントすることは差し控えます。
80	その他附帯的サービス	41	第8	4	(6)	ウ	(イ)	まんのう町と協議の上、ガバメントクラウドファンディングを実施することは問題ない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	その他附帯的サービス	41	第8	4	(6)	ウ	(イ)	クラウドファンディングを行う際、返礼品として通常では得られないサービス提供を行うこと（例：入園時間外のイルミネーション利用など）を想定していますが、これらを返礼品とすることは特段問題ない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	その他附帯的サービス	41	第8	4	(6)	ウ	(イ)	ガバメントクラウドファンディングを行う際、返礼品として「入園チケット」「年間パスポート」「公園独自の品（例：ドラ夢グッズなど）」を想定していますが、これらを返礼品とすることは特段問題ない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	スポンサー制度全般	41	第8	4	(6)	ウ	(ウ)	愛称等の設定に付随して、スポンサー企業との共創による施設整備、商品展示、体験サービス、イベント実施等の複合的なスポンサーシップ制度の導入を運営権者の裁量により実施可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
84	施設・エリアスポンサー	41	第8	4	(6)	ウ	(ウ)	募集要項、質問回答及び官民対話結果等を踏まえると、施設又はエリア単位でスポンサーを募集し、企業名又はブランド名を活用した愛称設定やスポンサー表示を行うことは認めていただいている認識でよろしいでしょうか。また、実施に伴う関連法令等について、地元行政等とご調整済みの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 関連法令等は運営権者の責任において確認してください。
85	スポンサーによる施設整備	42	第9	4	(6)	ウ	(ウ)	募集要項等を踏まえると、スポンサー企業による施設、設備又は備品等の提供を受けること、またはスポンサー企業と共同での整備等によって、公園利用者サービスとして活用することについては、認めていただいている認識でよろしいでしょうか。また、実施に伴う関連法令等について、地元行政等とご調整済みの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 関連法令等は運営権者の責任において確認してください。
86	モデル施設・展示施設	43	第10	4	(6)	ウ	(ウ)	公園利用者サービスの向上を目的として、民間企業の商品又はサービスを活用したモデル施設、展示施設又は体験施設等を整備・運営することについては、認めていただいている認識でよろしいでしょうか。また、実施に伴う関連法令等について、地元行政等とご調整済みの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 関連法令等は運営権者の責任において確認してください。
87	遊具・設備スポンサー	44	第11	4	(6)	ウ	(ウ)	スポンサー企業との連携により、遊具、休憩施設、園内設備等の整備又は更新を行うこと、および当該設備等にスポンサー企業名ならびに企業広告を露出することについては、認めていただいている認識でよろしいでしょうか。また、実施に伴う関連法令等について、地元行政等とご調整済みの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 関連法令等は運営権者の責任において確認してください。
88	商品展示・体験コンテンツ	45	第12	4	(6)	ウ	(ウ)	公園利用者サービスの向上を目的として、スポンサー企業の商品又はサービスを活用した展示、体験コンテンツ又はサンプリング等を実施することについては、認めていただいている認識でよろしいでしょうか。また、実施に伴う関連法令等について、地元行政等とご調整済みの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 関連法令等は運営権者の責任において確認してください。 なお、商品の展示等により本公園を占用する場合は、占用許可及び当該許可に係る使用料が必要となるためご注意ください。
89	実証実験	46	第13	4	(6)	ウ	(ウ)	民間企業との連携による実証実験又は社会実験については、公園利用との両立及び安全確保を前提として実施可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
90	施設更新との関係	47	第14	4	(6)	ウ	(ウ)	スポンサー企業との共創による施設更新、魅力向上投資又は機能向上施策については、公園価値向上の取組として位置付けられ、運営権者の裁量で実施できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	屋外広告物条例等の整理	48	第15	4	(6)	ウ	(ウ)	募集要項や公募前の質問回答及び官民対話結果等を踏まえると、スポンサー制度に基づく企業名、ブランド名又はロゴ等の表示については、認めていただいている認識でよろしいでしょうか。また、屋外広告物条例についても地元行政とご調整済みとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 関連法令等は運営権者の責任において確認してください。
92	屋外広告物条例等の整理	49	第16	4	(6)	ウ	(ウ)	スポンサー制度の導入に伴うスポンサー企業とのイベント開催、施設及び設備設置等については、関係法令及び関係自治体との整理を前提として本事業が募集されているとの認識でよろしいでしょうか。	関連法令等は運営権者の責任において確認してください。
93	都市公園法との整理	50	第17	4	(6)	ウ	(ウ)	募集要項等を踏まえると、スポンサー制度に基づく施設整備、展示、イベント又は体験コンテンツ等については、営利目的の行為であったとしても運営権者の裁量にて実施可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	ネガティブリスト	51	第18	4	(6)	ウ	(ウ)	募集要項等に記載されている愛称設定等に係る条件及び法令上の制約以外に、スポンサー企業又はブランドの選定に関して特定の業種、企業又は商材を対象外とする考え方は現時点で特段整理されていないとの認識でよろしいでしょうか。また、提案内容の検討に影響する制約事項が存在する場合には、提案書提出までに開示いただける認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載している内容以外に、特定業種や特定商材に対する制限はありません。
95	ネーミングライツ	52	第19	4	(6)	ウ	(ウ)	募集要項等、要求水準書、質問回答及び官民対話結果において示された事項以外に、スポンサー制度の構築及び運営に影響を及ぼす制約事項が存在する場合には、提案書提出までに応募者へご共有いただきますようお願いいたします。	スポンサー制度の構築及び運営に影響を及ぼす制約事項について、現時点で存在していません。